**平内町介護保険住宅改修費及び福祉用具購入費支給に関する同意書**

　入院・入所中の場合は、介護保険での住宅改修及び福祉用具の購入は認められず、住宅改修費及び福祉用具購入費の給付を受けることはできないこととなっていますが、退院・退所後の自宅についてあらかじめ改修及び購入しておくことが必要であるときに限り、改修工事を先に実施することや福祉用具を購入することができます。

　また、介護保険要介護認定申請中で「要介護状態区分」は決定していないが、早急に改修工事及び福祉用具の購入が必要なときは、改修工事を実施及び福祉用具を購入することができます

　ただし、この場合でも住宅改修費及び福祉用具購入費支給申請は退院・退所後、および「要介護状態区分」が確定してからとなります。

**以下のような状況になった場合には、介護保険からの給付を受けられなくなることに**

**同意します。**

１．入院・入所中に介護保険の資格を喪失された場合。

２．現在入院・入所中のところを退院されても、自宅に戻らなかった場合。

　　（他の介護保険施設や病院等へ日を空けることなく入所・入院された場合）

３．要介護状態区分が非該当であった場合。

　　　　年　　　月　　　日

住所

被保険者氏名